

持続可能性に配慮した調達コード 解説

<03 個別基準：農産物>

2026年8月
公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

国際園芸博覧会では持続可能な博覧会の運営を目指しており、その取組の一つとして持続可能性に配慮した物品やサービスの調達があります。

農産物については、食品としての安全性が重視されるのはもちろんですが、近年、生産段階における環境負荷の低減、労働安全の確保や人権への配慮等も求められ、様々な認証制度も開発・普及されるなど、「持続可能性への配慮」が世界的な潮流となってきました。

このため、国際園芸博覧会において使用される農産物についても、その生産段階の持続可能性への配慮が確実なものとなるよう、「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」を策定し、遵守を求めています。

本解説は、調達基準の主旨や内容について理解を深めることができるようポイントを説明しつつ、持続可能性の意味や必要な取組について幅広い方々にも理解を深めていただけるように作成しました。

調達基準と本解説により、生産者だけでなく、加工や流通も含め、全ての段階の関係者が高い意識を持って取り組み、農林水産業・食品業界全体で持続可能性の水準が底上げされることを期待しています。

農産物個別基準：概要

	概要
対象	飲食サービスに提供される農産物の生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品 生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達すること。また、食品ロス削減にも配慮して調達すること。
要件	(1) 食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (2) 周辺環境や生態系に配慮した農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (3) 作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。 (4) 作業者の人権保護を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
要件への適合度が高いもの	● GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又はJGAPの認証を受けて生産された農産物 ● 農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産され都道府県等公的機関による第三者の確認を受けて生産された農産物 ● 環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて、公的機関等による第三者の確認を受けて生産された農産物
留意点等	● サプライヤー等は、農産物を選択する上で、農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物注3の利用を優先すべきである。ただし、サプライヤー等が、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつ、これを検討しなければならない。 ● サプライヤー等は、海外産等の農産物で、上記要件への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。
調達計画・結果の報告	● 調達計画一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。また、会期後、あるいは調達完了後、調達結果一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。 ● 生鮮食品について、「要件への適合度が高いもの等」の農産物の調達が困難な場合には、調達計画一覧表及び調達結果一覧表にその量、理由及び上記要件(1)～(4)の遵守に向けた取組内容を記載し、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。
推奨	要件に加え、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、以下の農産物を最大限調達することが推奨される。また、この取組を行うことを宣言したサプライヤーは、その取組内容および調達状況を公表する。 ● 環境面の配慮が特に優れたものとして有機農業により生産された農産物 ● 温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物 ● 障害者が主体的に携わって生産された農産物 ● 世界農業遺産や日本農業遺産等国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物
書類保管義務等	1年間。博覧会協会が求める場合は提出しなければならない。

農産物個別基準 : 共通基準との関連、調達コード遵守に向けて

協会、サプライヤー等が提供する飲食サービスに使用される農産物については、「持続可能性に関する基準」が適用されるほか、持続可能性の観点からの個別基準を以下のとおり定める。

【解説】 ここでは、調達コード（共通基準）の規定が個別基準についても適用されることを示しています。

例えば、調達物品等の製造・流通等における差別・ハラスメントや強制労働・児童労働の禁止、調達物品等のマーケティングにおける不当表示の禁止等を規定する「3 持続可能性に関する基準」を満たしていただく必要があります。また、「5. 担保方法」に基づき、調達コードの遵守状況について協会が確認する場合があるほか、「6 通報受付窓口」に基づき調達コードの不遵守に関する通報については通報受付窓口で受け付けます。

農産物個別基準：対象及び食品ロス削減

- 1 本調達基準の対象は、農産物の生鮮食品（※）及び農産物を主要な原材料とする加工食品とする。
サプライヤー等注1は、生鮮食品については、本調達基準を満たすものを調達することとし、加工食品については、主要な原材料である農産物が本調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとする。
また、食品ロス削減にも配慮して調達することとする。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの
：農産物における生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調製、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。

注1：ライセンス商品に関しては「サプライヤー等」を「ライセンシー」に読み替える。また、出展者等が調達する物品・サービス・工事等に関しては「サプライヤー等」を「出展者等」に読み替える（以下同様）。

【解説】 ここでは、農産物個別基準の対象及び食品ロス削減に関して記載しています。

農産物個別基準の対象は、協会及び協会が契約を締結する物品・サービスの提供事業者※¹（サプライヤー等）、ライセンシー、出展者等が提供する飲食サービス※²に使用される農産物（生鮮食品及び農産物を主要な原材料とする加工食品）となります。

※1：以降は、サプライヤー、ライセンシー、出展者等を総称してサプライヤー等と表記します。

※2：本園芸博に関連して来場者等に提供される飲食品（飲食・物販）を指します。

○ 含まれるものの例：Villageや会場内のレストラン等で提供される飲食品、ライセンシーが販売する国際園芸博覧会のロゴマークがついた公式商品等

× 含まれないものの例：調味料に微量に含まれる農産物、サプライヤー等や作業員等が自身で持ち込んだ弁当

農産物個別基準：対象及び食品ロス削減（つづき）

【解説】

サプライヤー等は、農産物の生鮮食品について調達基準を満たすものを調達することが求められます。また、加工食品については、多種多様な原材料を大量に用いて製造されるものが多い中で、その原材料については、均一な品質、ロットの確保、価格、製品にあった品種・規格等が重要となることから、実現可能性を考慮し、主要な原材料（使用した原材料に占める重量割合で最も上位のもの）である農産物が調達基準を満たすものを可能な限り優先的に調達することとしています。

なお、協会は、必要に応じて、使用する食材に係る持続可能性への配慮の状況について確認します。

また、サプライヤー等は**食品ロス削減**のため、必要な量及び賞味期限等を配慮し計画的に調達することが求められます。食品ロス削減とは、飲食を提供・販売する際に賞味期限切れや余剰による廃棄が生じないように需要予測、適正受注を進めること、農産物の加工の過程で発生する廃棄物の量削減に取り組む事業者から調達することを推奨するものです。

▽食品ロス削減に向け、事業者ができること（環境省HP）

業種共通	商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、需要予測精度向上
製造業	賞味期限延長・年月表示化、過剰生産
卸・小売業	売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売り
外食産業	調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力(自己責任)

《 参考 》

環境省 <https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/busi.html#EN1>

農産物個別基準：持続可能性の観点から求められる要件

2 上記1の農産物について、持続可能性の観点から以下の(1)～(4)が求められる。

- (1)食材の安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- (2)周辺環境や生態系に配慮した農業生産活動を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- (3)作業者の労働安全を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- (4)作業者の人権保護を確保するため、農産物の生産に当たり、生産される国又は地域における関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

【解説】 ここでは、農産物の生産段階において求められる要件を示しています。

- ①では、食材の安全を確保するための措置を求めており、具体的には、農薬の使用法の遵守及び記録、水源の安全性の確認、汚染・異物混入防止対策などを行っていることが必要です。
- ②では、周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保するための措置を求めており、具体的には、周辺環境や生態系に影響を与えないような農薬散布方法の採用、廃棄物の適正な処理・利用などを行っていることが必要です。
- ③では、作業者の労働安全を確保するための措置を求めており、具体的には、安全作業のための服装や保護具の着用、危険箇所等を示す表示板設置等による作業環境の改善、農薬・燃料等の適切な管理などを行っていることが必要です。
- ④では、国内外の労働関係法令等の遵守や労働環境への配慮などが重要となっていることから、作業者の人権保護を確保するための措置を求めています。具体的には、性別・国籍・出身地・宗教による差別の禁止、強制労働の禁止、適切な雇用契約の締結、休憩場所・休憩時間の確保、社会保険・労災保険への加入など、作業従事者の基本的な人権を守るためのルール作りを行い、実施することが必要です。

3. GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又はJGAP認証を受けて生産された農産物については、上記2への適合度が高いものとして原則認める。

【解説】 ここでは、要件（1）～（4）への適合度が高いものとして既存の認証スキームを活用することができることを示しています。

具体的には、**GLOBALG.A.P.**、**ASIAGAP** 又は**JGAP**の認証品については要件（1）～（4）への適合度が高いものとして原則認めるものとしています。

ただし、認証品であっても、協会が要件に適合しないおそれが高いと判断したものについては、基準適合性を確認します。

《参考》

GLOBAL G.A.P <https://www.globalgap.org/ja/>

ASIAGAP <https://jgap.jp/certification/asiagap/>

JGAP <https://jgap.jp/certification/jgap-agricultural-products/>

全国農業改良普及支援協会（JADEA）「GAP農業者検索」 <https://www.gapmatching.jadea.org/>

日本GAP協会「認証農場検索」 <https://jgap.jp/certification/farm-search/>

農産物個別基準：調達可能なもの（つづき）

4 上記3 に示す認証を受けて生産された農産物以外を必要とする場合は、上記2 への適合度が高いものとして、農林水産省作成の「国際水準GAP ガイドライン」に準拠したGAP に基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されなければならない。

【解説】 ここでは、前ページまでに記載した農産物以外が必要な場合について記載しています。

以下のものは、要件（1）～（4）への適合度が高いものとして、同様に扱うことができます。

（1）国際水準GAPガイドラインに完全に準拠していることを農林水産省が確認したGAP（都道府県、生活協同組合などGAPの策定・運営主体は問わない。）に基づいて生産され、かつ、

（2）都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されたもの。具体的には、都道府県等公的機関（都道府県、市区町村または市区町村連合。ただし、(1)のGAPの策定・運営主体と異なる場合は、当該策定・運営主体と第三者確認に関して文書による合意が必要。）が当該GAPのうちGAPガイドラインに定められた取組内容の全てについて、その生産実態の適合性を次ページに示す方法により確認していること

の双方を満たす必要があります。

なお、(2)の確認については、都道府県等公的機関が、次ページに示す方法に準拠した確認が行える体制を整えて実施すればよく、その方法の適否について協会の承認を得る必要はありません。また、都道府県等公的機関が、確認能力を有する外部機関（地方公共団体が出資している法人など）に委託等を行い確認することも可能です。

「参考」

農林水産省「国際水準GAPガイドライン」 https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

農産物個別基準：調達可能なもの（つづき）

【解説】「都道府県等公的機関による第三者の確認」の方法

- 1 都道府県等は、以下2～6の内容を規定するGAPの取組に係る確認要領を定め、公表する。
 - 2 都道府県等は、毎年、都道府県等の運用するGAPガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に準拠したGAPのうち「国際水準GAPガイドライン」に定められた取組内容の全てについて、申請者（生産者、団体（構成生産者含む。））の取組状況を調査し、調査結果を点検する仕組みを設ける。
 - 3 調査に従事する調査員は、以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 申請者と利害関係※がないこと。
 - イ GAPの取組に精通した者（民間認証スキーム等の指導員、内部検査員、審査員の資格を有する者、研修受講者等）であること。
 - 4 2の仕組みに基づき点検する者は複数人とし、申請者と利害関係※がなく、調査員から独立した者であること。
 - 5 調査・点検の方法
 - （1）申請者の取組状況の調査・点検は、原則、毎年行うものとする。なお、都道府県等による確認の有効期間を複数年設定する場合であっても、原則、毎年調査・点検を行う。
 - （2）申請者の取組状況の調査・点検は、共通の管理方法を採用している複数の生産者を一括して団体として行うことができる。その場合は、団体を構成する生産者の取組状況に加え、団体事務局の管理体制、団体事務局が行う内部点検の実施状況についても調査・点検を行う。
なお、団体を構成する生産者の取組状況については、抽出により調査することができるものとする。抽出数は団体を構成する全生産者数の平方根以上とする。
 - （3）調査結果の点検後は、都道府県等の長は申請者に対しガイドラインに準拠した取組が行われていることを確認した旨の通知を行う。
 - 6 都道府県等は、調査結果等関係書類を本園芸博終了後から1年が過ぎるまでの間保管する。
- ※：3のア及び4の利害関係とは、①調査員または点検する者が申請案件の指導に関わっている場合、②調査員または点検する者が申請者の直接の取引先等と関係がある場合
- 例えば、申請者と同じ総合（単位）JAの職員等、申請者が出荷または資材を購入しているJAの職員等、申請者が直接取引する生協、市場や資材メーカー等の職員等が該当し、申請者と取引のない別管内のJAや資材メーカー等の職員、等は該当しない。

農産物個別基準：調達可能なもの（つづき）

5 上記3、4の農産物以外を必要とする場合は、環境面の配慮が優れているものとして、環境負荷の低減に取り組むことについて、公的機関等による第三者の確認を受けて生産されたものを調達することとする。注2

注2：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき認定された取組を通じて生産された農産物等。このほか、有機農業により生産された農産物も認める。但し、サプライヤー等は上記2の1)、3)及び4)にも配慮を行い調達すること。

【解説】 ここでは、前ページまでに記載した農産物以外の農産物が必要な場合について記載しています。

GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、及び国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けた農産物以外の農産物を必要とする場合、「環境面の配慮が優れているもの」として、**環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）**に基づく認定事業活動を通じて生産された農産物及び都道府県等が定める環境負荷の低減を目的とした認証制度において認証された農産物、環境保全型農業直接支払交付金による農産物も適合度が高いものとして同様に扱うことができます。

また、上記と合わせて、「作業者の労働安全」、「作業者の人権保護」といった観点にも配慮して調達をお願いします。

なお、注2に記載のとおり、有機農業により生産された農産物（P.14①参照）も、みどりの食料システム法による農産物等と同等のものとして取り扱うことができます。

《参考》

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境保全型農業直接支払交付金

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

※出典：農林水産省

農産物個別基準：留意点（国内産への配慮）

6 サプライヤー等は、農産物を選択する上で、農産物の輸送にかかる温室効果ガスの排出量や地域の資源循環、地域経済の活性化への貢献度を考慮すべきである。こうした観点から、日本国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物^{注3}の利用を優先すべきである。ただし、サプライヤー等が、WTO 政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつ、これを検討しなければならない。

注3：みどりの食料システム戦略に基づく取組等、環境負荷低減に貢献するものも含む。

【解説】 ここでは、国内産の利用に配慮することを求めています。

農業は食料の供給だけでなく、農村において継続して行われることによりもたらされる国土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。また、輸送距離の短い開催国内から調達することは温室効果ガス排出の抑制にもつながります。こうした機能や効果の持続的な発揮に貢献する観点から開催国内で生産された農産物に配慮するように求めています。

「開催国内で持続可能性を踏まえて生産された農産物」とは、前ページまでに記載した農産物を示しています。

ただし、サプライヤーが、WTO政府調達協定の対象となる政府調達として調達を行う場合には、同協定を遵守しつつこれを検討しなければなりません。

7 サプライヤー等は、海外産等の農産物で、上記2 への適合度が高いことの確認が困難なものについては、フェアトレードの取組によるもの等、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達すべきである。

【解説】 ここでは、海外産農産物に関する留意点について記載しています。

国産・海外産にかかわらず、要件への適合度が高い農産物を調達することが原則ですが、海外から調達する農産物について要件への適合度が高いことの確認が困難な場合にはこの規定を適用します。

「持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているもの」については、フェアトレードの取組（生産者の自立や生活改善を支援するために、途上国の農産物等を適正価格で購入する仕組み）によるものや環境保全などの取組が確認できるもので、どこから調達したか追跡可能なものを想定しています。

8 サプライヤー等は、トレーサビリティの確保のため、使用する農産物について、上記2～7 及び下記9 に該当するものであることを示す書類を本園芸博終了後から1 年間保管し、協会が求める場合はこれを提出しなければならない。

【解説】 ここでは、協会に提出が必要な書類、保管すべき書類、期限等について記載しています。

サプライヤーは、生鮮食品を調達する場合、調達計画一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は、提出をお願いします。生鮮食品について要件への適合度が高い農産物の調達が困難な場合は、その品目、量、調達が困難な理由、および要件の遵守に向けて取り組んでいる内容を調達計画一覧表に記載いただき保管をお願いします。協会が求める場合は、提出をお願いします。

協会は必要に応じてサプライヤーに対し追加情報の開示やヒアリングを求めることがあります。

また、サプライヤーは調達完了後、または本園芸博終了後、調達結果一覧表を作成のうえ、保管をお願いします。協会が求める場合は提出をお願いします。

なお、調達基準では、持続可能性に関する要件やその確認方法について規定しており、実際に使用された農産物がこの調達基準に沿ったものかを確認できるようにしておく必要があります。そのため、サプライヤーは調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。書類に含まれる項目例として、調達元の納入事業者名、品名、数量、認証の有無及び認証名、産地、出荷者・納品事業者・加工事業者があります。さらに、サプライヤーからサプライチェーンに対して同様の情報を管理するよう求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。

9 上記2に加えて、生産者における持続可能性の向上に資する取組を一層促進する観点から、環境面の配慮が特に優れたものとして有機農業により生産された農産物、温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物、障害者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産等国际機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物を最大限調達することが推奨される。また、この取組を行うことを宣言したサプライヤー等は、その取組内容、及び調達状況を公表することとする。

【解説】 ここでは、要件への適合度が高い農産物のうち、持続可能性の観点でより望ましいものとして推奨する農産物を記載しています。

①有機農業により生産された農産物

有機農業は、化学農薬や化学肥料を使用しないこと等により、農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものです。これにより生産された農産物には、有機JAS認証品のほか、「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）で規定されている農業生産の方法を用いて生産された農産物が該当します。後者については、有機農業により生産された農産物であることを生産者以外の者（市町村等の公的機関、流通事業者等）が当該農産物の栽培履歴などにより確認していることが必要です。

②温室効果ガスが削減される栽培方法で生産された農産物

温室効果ガスの排出量を削減する栽培方法で生産された農産物を調達・提供することで、農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現への貢献が期待されるだけでなく、環境にやさしい持続可能な消費の拡大と食育の推進にもつながります。温室効果ガスを削減する栽培方法として、具体的には、生産に使われる化石燃料、化学肥料・化学農薬、プラスチック資材の使用量等の削減による温室効果ガスの排出削減や、たい肥・バイオ炭の施用等による土壌への炭素貯留があります。温室効果ガスを削減する栽培方法で生産された農産物には、このような生産者の環境負荷低減の努力を定量的に評価し、「見える化」ラベルを用いてわかりやすくラベル表示した農産物が該当します。

《参考》

農林水産省「有機農業関連情報～有機農業とは」 <https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/>

農林水産省「見つけて！温室効果ガス削減の「見える化」ラベル」

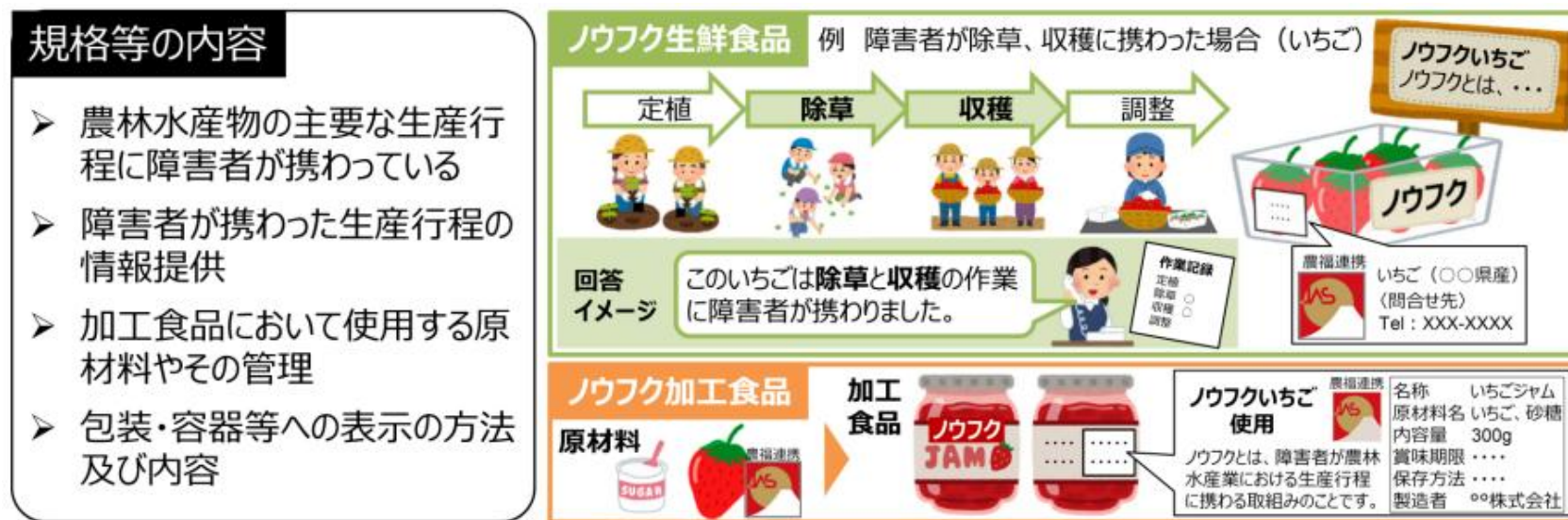
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html

農産物個別基準：推奨事項（つづき）

【解説】

③障害者が主体的に携わって生産された農産物

多様な者の包摂と参画を促す共生社会の構築を図る観点から、「障害者が主体的に携わって生産された農産物」を推奨しています。具体的には、障害者が農産物の主要な生産活動（播種、定植、除草、出荷など、ほ場等において農産物を直接取り扱う活動）に携わって生産された農産物であることを都道府県が確認したものが該当します。また、日本農林規格「障害者が生産行程に携わった食品」（ノウフクJAS）の第三者認証を受けた農産物もこれに該当します。



出典：農林水産省農村振興局都市農村交流課「農福連携をめぐる情勢」

《参考》

農林水産省「ノウフクJAS」 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html>

農産物個別基準：推奨事項（つづき）

【解説】

④世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物

世界農業遺産や日本農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性などが一体となった重要な農林水産業システムを営む地域を認定する仕組みであり、持続可能性の観点からも優れた取組であることから、「世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物」を推奨しています。具体的には、各農業遺産が所在する国内、国際機関や地方公共団体が定める手続きに沿って、農業遺産の農産物であることを当該団体が確認したものが該当します。

日本農業遺産とは

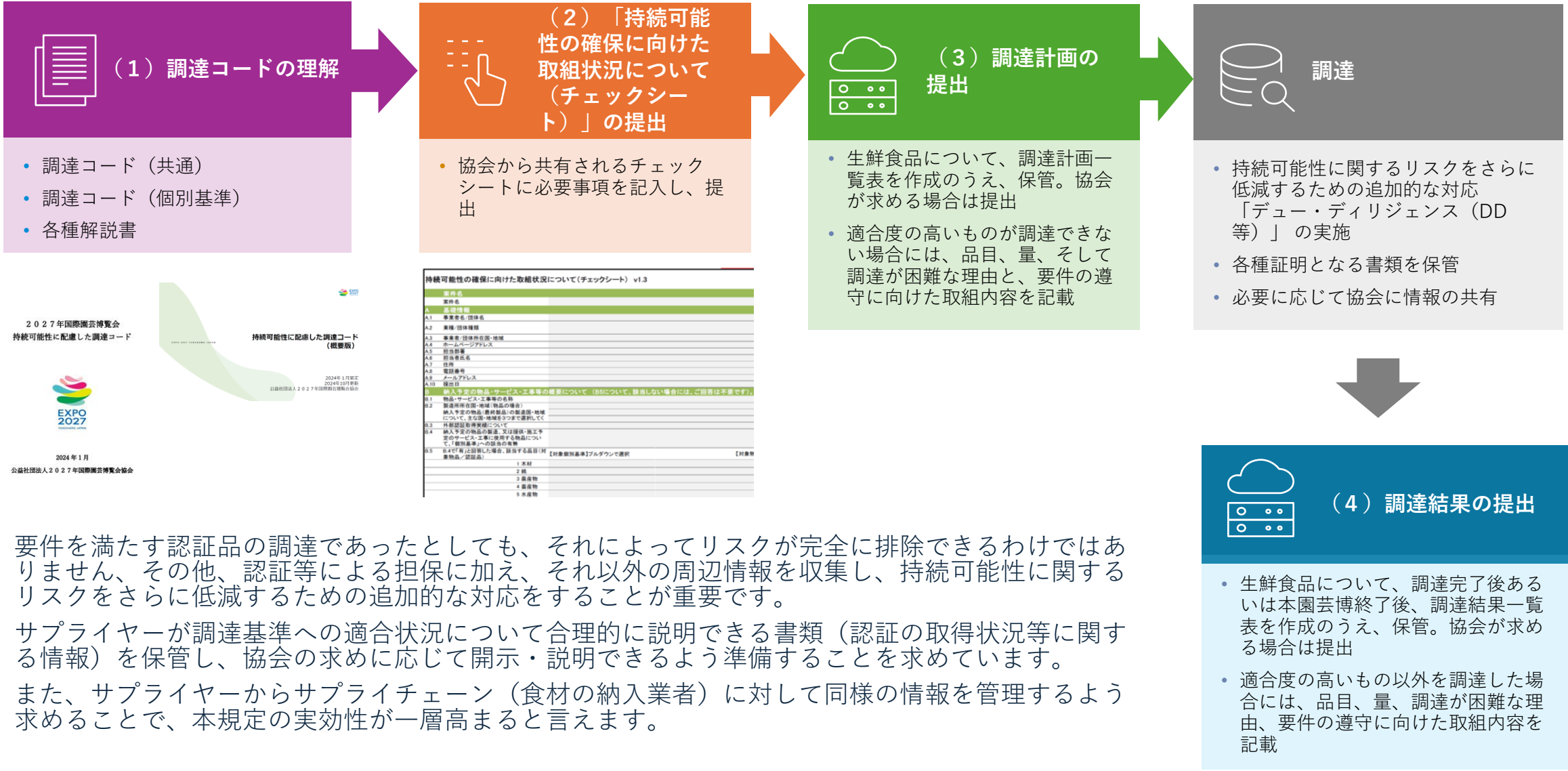
日本農業遺産は、我が国において、重要かつ伝統的な農林水産業が営まれ、固有の農文化や農業生物多様性が育まれている地域（農林水産業システム）であり、日本農業遺産の認定基準に基づき、農林水産大臣により認定されています。現在、28地域が日本農業遺産に認定されており（令和7年10月現在）、多様で地域性に富む伝統的な農林水産業が受け継がれています。



《参考》 世界農業遺産や日本農業遺産の認定地域は下記から確認することができます。

農林水産省「世界農業遺産・日本農業遺産」 <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/index.html>

サプライヤーに求められる書類等



要件を満たす認証品の調達であったとしても、それによってリスクが完全に排除できるわけではありません、その他、認証等による担保に加え、それ以外の周辺情報を収集し、持続可能性に関するリスクをさらに低減するための追加的な対応をすることが重要です。

サプライヤーが調達基準への適合状況について合理的に説明できる書類（認証の取得状況等に関する情報）を保管し、協会の求めに応じて開示・説明できるよう準備することを求めています。

また、サプライヤーからサプライチェーン（食材の納入業者）に対して同様の情報を管理するように求めることで、本規定の実効性が一層高まると言えます。